

○千葉科学大学障がいのある学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令に基づき、千葉科学大学（以下「本大学」という。）において障がいのあることを理由とする差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある学生とは、本大学に所属する学部学生及び大学院学生等であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）のあるものであり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 不当な差別的取扱いとは、本大学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がいのある学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。
- (3) 合理的配慮とは、障がいのある学生が、本大学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。
- (4) 教職員とは、本大学における教育、研究その他の活動に従事する者をいう。
- (5) 支援学生とは、本大学に在学し、障がいのある学生支援に理解をもち、進んで協力を行う者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、本大学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、本大学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明するものとする。

- (1) 本大学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容及び機能

を損なう程度)

(2) 実現可能性の程度 (物理的及び技術的制約又は人的及び体制上の制約)

(3) 費用及び負担の程度

(4) 本大学の事業規模

(5) 本大学の財政及び財務状況

3 合理的配慮は、障がいのある者本人等から、入学前においては入試課に入学後は学生課に書面等で申し出るものとし、申出のあった者に対する支援の必要性の有無及び支援の範囲は、関係部署及び学務委員会で審議し承認を得るものとする。

4 入試課においては、本学の入学試験の受験を希望する障がいのある者に対し、入学試験の特別措置等の相談に応じ、入学後の修学等に関することについては学生課、教務課及び関係する部署と協議の上、相談に応じるものとする。

5 学生課、教務課及び関係部署においては、障がいのある学生に対し、修学面及び生活面において他の学生と同じサービスを受けることを保障するため、健康衛生課と協議し、特別措置を講ずるものとする。

6 関係部署においては、前項のサービスを実施するために本学に在学する学生に協力を求め、依頼を受けた学生はボランティア又はアルバイトとして支援学生となり、教職員と協力して障がいのある学生を支援するものとする。

(環境整備計画)

第5条 合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備に関する計画は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(研修・啓発)

第6条 本大学は、障がいのある学生、障がいのない学生及び教職員が相互に人格及び個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本大学における障がいのあることを理由とする差別の解消を推進するため、学生及び教職員に対して当該推進に必要な研修及び啓発を行うものとする。

(情報公開)

第7条 本大学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がいのある学生及び受験を希望する障がいのある者に対して周知をする。

(情報保護)

第8条 教職員は、相互に連携して障がいのある学生に合理的配慮を提供するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報と共有することができるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日 決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月19日 決裁）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日 決裁）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。